監査公表第8号

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき次のとおり監査 を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和5年9月12日

新城市監査委員 原 義 弘 新城市監査委員 山 口 洋 一

- 第1 監查種別 定例監查·行政監查
- 第2 監査の対象上下水道部経営課、整備課
- 第3 監査に当たった監査委員 原 義弘、山口洋一
- 第4 監査の期間令和5年5月12日~令和5年8月29日
- 第5 監査の方法

令和5年度の監査実施計画に基づき、上記部局に係る令和4年度に実施された事務事業について、あらかじめ提出された監査資料をもとに法令、計数は勿論、事業の有効性、効率性、経済性、重点施策実施状況等に留意して聴取を行った。また、施設の管理状況等について確認するため、現地査察を実施した。

第6 監査の結果

事務処理及び事業の執行については、概ね適正に処理されていると認められた。なお、軽易な事項についてはそれぞれ監査の過程において触れたところであるが、以下の項目を意見として発表する。

監査結果に対する是正措置や検討状況等については、この報告の 受領日から概ね3か月を目処に通知されたい。

上下水道部

【経営課、整備課】

意見

- 1 人口減少とともに財政状況が厳しさを増す中で、水道施設の維持管理 は継続して行っていく必要がある。令和5年度からの水道料金改定によ る増収を図る一方で、水道施設の効率化等による経費削減に取り組まれ、 引き続き公営企業として安心・安全な水の安定供給に努められたい。
- 2 上下水道事業実施に当たっては、市民の理解を得られるよう広報活動を十分行うように努められたい。